

# 給食食材納入業者名簿登録要領 (平成 30 年度以降)

平成 29 年 12 月 26 日  
令和元年 12 月 13 日改定  
令和 4 年 1 月 5 日改定  
盛岡市中学校給食運営協議会

盛岡市中学校給食運営協議会は、盛岡市が実施する給食自由選択方式（ランチボックス給食）で供する食材を安全・安心な食材を安定かつ効率的に調達するため、平成 30 年度以降の給食食材納入業者名簿（以下、「名簿」と言う。）を作成します。

つきましては、次に示す内容を熟読し、御承知おきの上、名簿に登録を希望される場合には、給食食材納入業者名簿登録申請書の提出をお願いいたします。

平成 29 年度までは、2 年ごとに名簿へ登録する業者の募集を行い、2 年ごとに名簿を作成しておりましたが、平成 30 年度以降は、所定の書類を提出していただき、審査の結果、名簿への登録が決定した場合は、その後、恒久的に名簿へ登録されます。ただし、2 年ごとに登録資格を満たしているか、所定の書類により確認を行います。

諸事情により、名簿の登録から抹消を希望される場合には、所定の書類を提出していただくことにより、抹消が可能です。

また、名簿への登録申請は、以後随時受付いたします。これにより、新規業者等の参入の可能性もございますので、御了承ください。

## 1 登録の区分

	区分名	主な品目
1	米穀類	精米，強化米，精麦，雑穀
2	野菜類	生鮮野菜，豆類，種実類，果物
3	精肉類	牛肉，豚肉，鶏肉
4	鮮魚類	魚，貝類
5	乳類	牛乳
6	加工品・調味料	加工食品，パン・菓子類，缶詰，乾物，こんにゃく，豆腐，海苔 小麦粉，片栗粉，乾麺，中華麺，冷麺 砂糖，塩，酢，醤油，味噌，香辛料，マヨネーズ，ドレッシング つゆ，ソース，ふりかけ

## 2 登録資格

- (1) 盛岡市，八幡平市，滝沢市，雫石町，葛巻町，岩手町，紫波町，矢巾町に本・支店，営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各

号に該当しないものであること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 盛岡市学校給食用食品等調達基準に基づく納入ができること。
- (6) 盛岡市が調理等業務を委託する業者の事業所に配送できる体制を整えており、指定する日時までに納入、交換又は補充ができること。
- (7) 過去 2 年間、関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を受けていないこと。
- (8) 営業に関し法令に基づく許可、届出等を要する場合は、その許可を受けていること、又はその届出等を行っていること。
- (9) 過去 2 年間、税の滞納がないこと。
- (10) その他、下表の要求を満たすこと。

	区分名	登録基準・要求水準
1	米穀類	
2	野菜類	
3	精肉類	従事員の腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌<0-26・111・157>）を月 1 回以上実施していること。
4	鮮魚類	
5	乳類	
6	加工品・調味料	

### 3 登録に当たったの留意事項

#### (1) 従事者の健康管理について

製造加工業者や食材納入業者につきましては、調理従事者と同様に健康管理や衛生的な作業従事に努めていただくようお願いします。

#### (2) 登録資格の要件を欠いた場合の対応について

名簿登録後、登録資格の要件を欠くことが発覚した場合には、名簿の登録を抹消しますので、御了承ください。

### 4 給食自由選択方式（ランチボックス給食）について

#### (1) 給食自由選択方式開始の背景

盛岡市の給食は、旧都南村・旧玉山村の地域では給食センターから小中学校へ給食が提供され、旧盛岡市においては、小学校は各校の調理場から給食が提供され、中学

校は各家庭から弁当を持参する方式となっておりました。旧両村との合併等を機に、旧盛岡市域の中学校での給食の必要性について意見が出されました。

そこで、市は「盛岡市学校給食検討会」を開催して、保護者や学校関係者など多くの方からの意見をいただき、弁当を持参したいという意見と、給食を提供してもらいたいという両方の意見を取り入れる形で、現在の給食自由選択方式が始まりました（平成20年度に試行し、平成21年度から本格開始）。

## **(2) 給食自由選択方式の実施方法等について**

給食の申し込みについては、給食提供の2か月前に各家庭へ献立と申込用紙を配布し、受け付けを行っています。対象月の給食実施日すべてを申し込む家庭、給食実施日のうち数日だけを申し込む家庭があります。また、毎月申し込む家庭、年に数回だけ申し込む家庭もあり、月々の申込数は一定ではありません。

給食費については、給食提供の前月7日に口座振替を実施する前払い方式であり、7日に振替に失敗した場合は20日に再度振替を実施し、それらの結果、振替に成功した家庭へ給食を提供しております。

また、口座振替に失敗した家庭や元々申し込みをしていなかった家庭については、10営業日先の分について随時申し込みを受け付けしており、給食費を指定期限までに前払いしていただくことで、給食の提供を可能としております。このほか、学校行事や家庭の事情により、給食の申し込みを取り消す場合もあり、給食自由選択方式は、月々の給食提供数が日々流動的に動いている状況にあります。

このように、給食自由選択方式は、給食センターや各学校の調理場での給食提供と異なる点多々ありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

## **(3) 代金の支払時期について**

各業者への代金の支払は月ごとに行っており、1か月分の請求書を全業者からいただいた後、食材を使用した月の翌月末頃にお支払いします。

## **5 登録申請時の提出書類**

給食食材納入業者名簿登録申請書（新規）（様式1）

## **6 提出書類の締め切り**

平成29年12月26日以降、随時受付します。

## **7 給食食材納入業者名簿への登録までの流れ**

- (1) 上記5の書類を、下記9の事務局あてに提出していただきます。
- (2) 提出していただいた書類をもとに、名簿への登録の可否について、事務局内で審査します。
- (3) 審査の結果について、事務局から業者へ、書面により通知します（事務局で書類を受理してから概ね2週間以内）。
- (4) 審査の結果、事務局において名簿への登録が可能と判断した業者について、給食食材納入業者名簿に登録します。

## 8 給食食材納入業者名簿へ登録された後の諸手続きについて

### (1) 食材発注に係る手続き

給食食材納入業者名簿へ登録後、別途お知らせいたします。

### (2) その他の諸手続き

ア 名簿への登録以降2年おきに、上記2の登録資格を満たしているか確認するため、次の書類の提出を求めます。(名簿に登録された年度の翌年度から起算し、2年度目の11月頃、手続きの案内をいたします。)

- ・給食食材納入業者状況届出申請書(様式2)

イ 名簿登録の区分の追加または一部抹消を希望する場合は、次の書類を提出してください。

- ・給食食材納入業者名簿登録区分変更申請書(様式3)

ウ 名簿からの登録自体の抹消を希望する場合は、次の書類を提出してください。

- ・給食食材納入業者名簿登録抹消申請書(様式4)

## 9 本件に係る担当・問い合わせ先

盛岡市中学校給食運営協議会事務局

〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2

(盛岡市教育委員会事務局 学務教職員課 学校給食係内)

TEL 019-651-4110 内線 7327・7365～7368

FAX 019-637-8193

E-MAIL [edu.gakumu@city.morioka.iwate.jp](mailto:edu.gakumu@city.morioka.iwate.jp)